特別免許状に係る教育職員検定基準

平成19年2月16日策定

特別免許状は、次の項目のすべてについて基準を満たすと認められる者に授与する。

	項目	基準	提出書類等
学力・実務	担当する教科に関する 専門的な知識経験又は 技能を有する者	担当する教科に関する相当 な期間の実務経験を有する か、優秀な技能を有すると 認められる場合等	左の事項を証明する各種証 明書、賞状、出版物、刊行 物その他の資料 経歴を記した書類
人物	社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者	教育職員として適格な人材であること	人物に関する証明書 外国人登録原票記載事項 証明書
身体	教員の職務を行うのに 必要な健康状態である こと	医療機関での健康診断の結 果による	身体に関する証明書
推薦の妥当性	教育職員に任命し、又 は雇用しようとする者 が、学校教育の効果的 な実施に特に必要があ るとする旨の推薦の妥 当性	学校の教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性等を求める場合等、必要性が認められること	推薦書

- (注) 1 本県で教員採用選考試験を実施し、その合格者に対して教育職員検定を実施する場合には、教育職員免許法第5条第3項に定める任命しようとする者の推薦があったものとみなし、妥当性については検定項目としない。
 - 2 本県で教員採用選考試験を実施し、その合格者に対して教育職員検定を実施する場合には、採用選考時の提出書類をもって教育職員検定時の書類の一部又は全部に 代えることができる。